

平成 26 年 12 月 17 日

上尾市長 島 村 穰 様

上尾市廃棄物減量等推進審議会
会 長 浜 野 秀 彦



廃棄物処理手数料の改定について（答申）

平成 26 年 10 月 7 日付け、上環政第 252 号で諮問のあったことについては、下記の意見を付して別添「廃棄物処理手数料の改定」の諮問どおり決定することを適当と認めます。

記

審議会としての意見

1 総括

本審議会では、西貝塚環境センターに搬入される一般廃棄物の処理手数料について審議を行ってきました。限られた時間での審議でしたが、各委員がそれぞれの立場での枠組みを越え自由な意見を出し合い、様々な観点から意見交換を行い、本答申を取りまとめることができました。

本諮問における資料にもあるとおり、西貝塚環境センターでは、ごみの減量化と資源化の推進による循環型社会形成を推進するため、種々のごみ減量化を推進することや、行政・市民・事業者においても、それぞれが連携して紙類の資源化を中心に地域リサイクル、古紙回収組合等でのリサイクルの推進などを進めてきたものと認識しています。

しかし、現状では、近年、家庭系ごみの減少とは逆に、事業系ごみの搬入量が実質前年度比（平成 24 - 25 年度）5.7%のごみの増加となりましたが、事業系ごみの搬入検査を実施したところ、産業廃棄物である廃プラスチック類の混入が多くみられたり、他市のごみが混入されたりしている状況が確認されています。これは近隣市との手数料の違いから、故意または虚偽の搬入申請により手数料の安価な施設へ搬入される傾向があることによるものです。手数料の改定によりこのような状況が改善される可能性があります。

一方、手数料の改定状況については、平成 10 年から手数料を据え置いてきた経過があり、17 年ぶりの手数料改定となるものです。この間、西貝塚環境センターの運営にかかる経費が増加していることに伴い、運営経費から積算した必要とする処理手数料単価が現行の処理手数料単価を超えてその手数料に乖離が生じています。

これらの理由から、今回、事業系一般廃棄物の処理手数料、家庭系一般廃棄物処理手数料及び粗大ごみ等の関連処理手数料の改定を行うことにより、廃棄物排出者の適正な負担と搬入される廃棄物の減量化と廃棄物の適正化を進めるものと期待されます。



併せて、処理施設の維持・管理の観点からも、廃棄物の搬入量を総体的に減少させることにより、施設運営経費が削減され、施設の長寿命化につながる可能性があると考えられることから必要な手数料改定であるとの結論に至りました。

なお、市長及び行政の各担当者におかれましては、本審議会における答申を施策に反映させ、本市が目指すごみ減量化と資源化の推進による循環型社会形成の推進に向け更なる努力をされることを期待します。

2 個別意見

審議の中で委員から次のような意見がありましたので配慮をお願いします。

(1) 処理手数料の改定時期について

平成10年に手数料改定がありましたが、今回の改定は17年ぶりとなるものであり、改定の時期があまりにも経過しすぎている状況です。

「近隣市の手数料の状況」を常に把握しておくこと。「処分手数料」と「運営経費から算定した必要とされる処分手数料」との間に大きな乖離が生じないよう、今後は処理原価を考慮しつつ概ね5年ごとに見直しを行うなど検証が必要であると考えます。

(2) 資源物のリサイクルの推進と出し方の周知について

今回の審議では、西貝塚環境センターの工場視察を行い、ごみ処理にかかる現状も確認したところですが、処理施設・設備も規模が大型であり、設備の更新にも多額の費用が掛かる理由が理解できました。

紙類、飲料缶・スプレー缶、ビン、ペットボトルなどの資源物について、私たちは、各家庭で分別して集積所に出すことによりリサイクルに協力しています。

工場視察により、中でもペットボトルのリサイクル工程では、搬入されたペットボトルを入れた袋を破り、ラベルをはがし、キャップを外すという手作業を見ることができました。およそ50%以上はキャップが付いているもの、ラベルが付いたままのペットボトルが出されていました。中をすすいでいないものもあり、夏場は、ストックヤードがいっぱいになるなど、正しい出し方をしないと処理の迅速化につながらないことも理解しました。

また、可燃物には、約40%の紙類が混入されているのが現状です。新聞・雑誌・段ボールは比較的にリサイクルが徹底されつつありますが、問題は雑がみです。

菓子などの空き箱、ラップやトイレットペーパーの芯、封筒、プリント用紙などは雑がみとして紙袋に分けておき、紙類の収集日や地域リサイクル等に出すことによりごみの減量とリサイクル意識の向上、地域コミュニティの活性化、活動資金の創出など多くの利点も生まれます

このことから、雑がみの正しい分別、ペットボトルの正しい出し方につい

ては、市民に資源物としてのリサイクルの推進を理解してもらうため、もっと工夫した周知徹底を図る必要があると考えます。

(3) 施設見学の有効性について

施設見学会については、市内の小学3年生を対象に社会科見学のコースになっています。このほか、地域活動の役員・環境美化推進員などの要望による施設見学会が行われています。

小学校の中学年期から環境学習（ごみ減量・資源循環の学習等の啓発）に取り組むことで、小さい頃から継続的に学校、地域、親などから生活の中でごみの排出ルールを学び生活の一部として根付くことが大切です。

そのためには、家庭の中で生活状況をいちばん把握している多くの主婦の方々には、もっと施設を見学する機会を設け、ごみ処理の工程や資源物のリサイクルの流れを実感してもらうことが大切であり、ごみ処理の重要性を認識してもらうことが必要です。

多くの市民の方々に施設見学会に参加をしていただくことが、分別の重要性、ごみの減量化につながる可能性が期待できます。施設見学会の機会をもっと作るよう努力していただきたいと考えます。

(4) 事業系ごみの分別、産業廃棄物の適正処理について

今まで、事業系ごみについては行政として案内が少なかったのではないかと考えています。

「事業活動に伴って発生したごみは、自らの責任において適正に処理しなければなりません」という廃掃法の基本があります。このことから、事業系ごみもきちんと分別することにより、資源物としてリサイクルすることが可能となり、排出ごみが減ることで処分費用が少なくて済みます。産業廃棄物となるものは適正な処理をお願いするとともに、事業系ごみのうち一般廃棄物として処理できるものなど、ごみの適正な処分についても周知する必要があると考えます。

(5) 処理手数料の改定にかかる周知について

処理手数料の改定は、中小企業にとっては大きな負担となることを認識し、全事業者の公平性を確保するため、その実施に当たっては十分な広報を行う必要があります。

諮問第1号 廃棄物処理手数料の改定について

(別表(第27号関係)中「し尿」に関する手数料を除く部分の改定)

1 改定案

(現行)

種別	区分	単位	収集、運搬に関する手数料	処分に関する手数料	処分費用	備考
一般廃棄物	一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ	10 キログラムにつき	110円	60円		多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、家具、大型電気製品等をいう。
	事業活動によって生じた一般廃棄物	10 キログラムにつき		170円		
	犬・猫等の動物の死体	1体につき	1,000円	500円		1箇所から2体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1回を単位として手数料を徴収する。
産業廃棄物		10 キログラムにつき			170円	

(改正案) 下線部改正

種別	区分	単位	収集、運搬に関する手数料	処分に関する手数料	処分費用	備考
一般廃棄物	一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみ	10 キログラムにつき	<u>150円</u>	<u>80円</u>		多量ごみとは、引越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。粗大ごみとは、 <u>タンス・机などの家具等をいう。</u>
	事業活動によって生じた一般廃棄物	10 キログラムにつき		<u>230円</u>		
	犬・猫等の動物の死体	1体につき	<u>1,300円</u>	<u>700円</u>		1箇所から2体以上の動物の死体を収集及び運搬をする場合は、1回を単位として <u>収集、運搬に関する手数料</u> を徴収する。
産業廃棄物		10 キログラムにつき			<u>230円</u>	<u>条例第23条第2項</u>

2 改定時期

平成27年10月1日 (市議会 平成27年3月定例会にて条例改正予定)